

徳島県人事委員会告示第七号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四―九）第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和七年八月二十日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和七年八月二十九日

徳島県人事委員会委員長 坂田 千代子

| 採用候補者名簿の名称    | 確定年月日     |
|---------------|-----------|
| 徳島県警察官採用候補者名簿 | 令和六年八月十九日 |